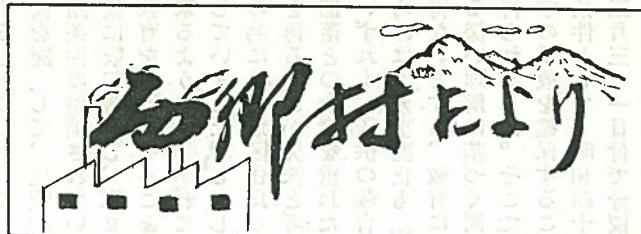


西郷村の人口及世帯数 (46.2.1現在)	
世帯数	2,191
人口	10,445
男	5,155
女	5,290



発行日 昭和46年2月25日

発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・7番
編集発行
企画課
印刷所
ワタベ印刷所

分校よさようなら

^写真▼

上は...真名子分校
下は...一の又分校



分校の廃止統合など

第一回臨時議会で議決

昭和四十六年第一回村議会臨時会が、去る二月二日開かれました。

議案は、羽太小学校真名子分校と小田倉小学校一の又分校の二分校を三月三十一日限りで廃止し、四月一日から本校に統合する件。

それにともなう、西郷村立小学校及び中学校条例の一部改正が一つ。もう一つは、一千万円以上の契約については、議会の議決を必要とするという条例に基づいて、村道原中一四ツ門線の道路改良工事請負契約が議決されました。

その詳細については、次頁にお知らせします。

分校の統合について

教育長 小針茂二

本村には、分校として、羽太小学校真名子分校と小田倉小学校一の又分校が今なお残っていますが、村教育委員会では、年々減少する児童のため、この際分校を廃止して、比較的教育諸条件の整備されている本校に吸収統合し、恵まれた教育を受けさせることができますようにと、かねて計画していました。しかし、その為には、地区住民の了解を得ることが先決と考え、部落との会合を重ねた結果いずれも、子供の教育のためにには、分校廃止も止むを得ないとする、教育に対する深い理解に基づく同意が得られました。そこで、通学の手段を確保することを条件として、昭和四十六年三月三十一日付で分校を廃止し、四月一日付で本校に統合ということに合意いたしました。

このことを去る二月二日の村議会に提案し、承認を受けましたので、真名子分校、一の又分校の廃止と本校統合は正式に決定したわ

か。なお、これらの分校の児童数の推移状況は、現状のまま推移すると仮定する時

次のようになります。

● 真名子分校児童数の推移

学年別 年度	1年	2年	3年	4年	計
昭和45年度	6	0	8	7	21
昭和46年度	4	6	0	8	18
昭和47年度	2	4	6	0	12
昭和48年度	1	2	4	6	13
昭和49年度	4	1	2	4	11
昭和50年度	3	4	1	2	10

● 一の又分校児童数の推移

学年別 年度	1年	2年	3年	4年	計
昭和45年度	0	3	2	6	11
昭和46年度	1	0	3	2	6
昭和47年度	1	1	0	3	5
昭和48年度	0	1	1	0	2
昭和49年度	1	0	1	1	3
昭和50年度	0	1	0	1	2

られた現象ではありません。本村の小・中学校すべてこのような傾向を示しています。いる状態であります。このことは、本村教育の将来を展望するとき、何か示唆を含んでいはずであります。

分校廃止の措置は、後進地域よりの脱却を意味し、本村教育の一歩前進を物語るものとして、歓迎されるとだと思います。

終わりに、地域住民に親しまれ、愛されて来た両分校に対し“分校の歩み”を記して、餞別とともに

に、有形無形に、両分校を支えて下さった方々に、心から感謝いたしたいと存じます。

● 真名子分校の歴史

明治三十九年、西郷第四尋常小学校に真名子季節分教場開設

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十四年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二十六年

・ 昭和二十七年

・ 昭和二十八年

・ 昭和二十九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三十七年

・ 昭和三十九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四十七年

・ 昭和四十九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五十七年

・ 昭和五九年

・ 昭和六十一年

・ 昭和六十三年

・ 昭和六十五年

・ 昭和六十七年

・ 昭和六九年

・ 昭和七一年

・ 昭和七三年

・ 昭和七五年

・ 昭和七七年

・ 昭和七九年

・ 昭和八一年

・ 昭和八三年

・ 昭和八五年

・ 昭和八七年

・ 昭和八九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二十七年

・ 昭和二十九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三十七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四十七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二十七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

・ 昭和四十三年

・ 昭和四十五年

・ 昭和四七年

・ 昭和四九年

・ 昭和五十一年

・ 昭和五十三年

・ 昭和五十五年

・ 昭和五七年

・ 昭和五九年

・ 昭和十一年

・ 昭和十三年

・ 昭和十五年

・ 昭和十七年

・ 昭和十九年

・ 昭和二十一年

・ 昭和二十三年

・ 昭和二十五年

・ 昭和二七年

・ 昭和二九年

・ 昭和三十一年

・ 昭和三十三年

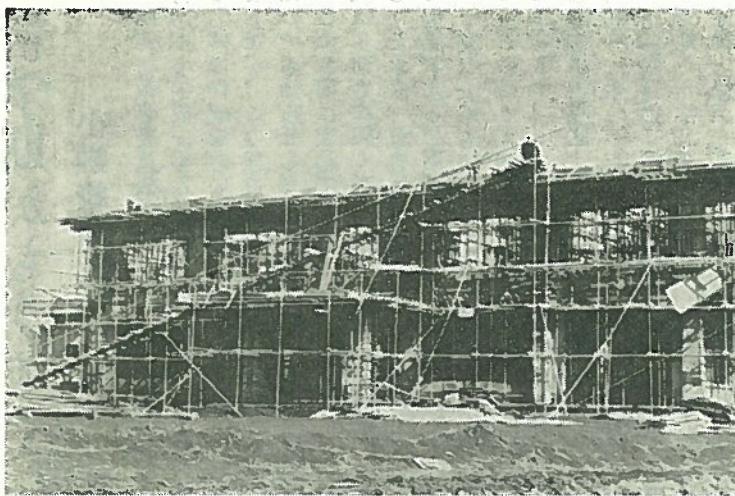
・ 昭和三十五年

・ 昭和三七年

・ 昭和三九年

・ 昭和四十一年

原中四ツ門線など 道路橋梁工事始まる



建設進む生活改善センター
(役場新庁舎予定地横)

廣域市町村圈道路整備事業として、かねて計画していた、村道原中四ツ門線の道路改良工事がいよいよ始まつた。区間は別図のとおり、三区間に分割、総延長二千四百二十七メートルが、四十五年度の分で、指名競争入札の結果、三業者が請負い施工することになった。

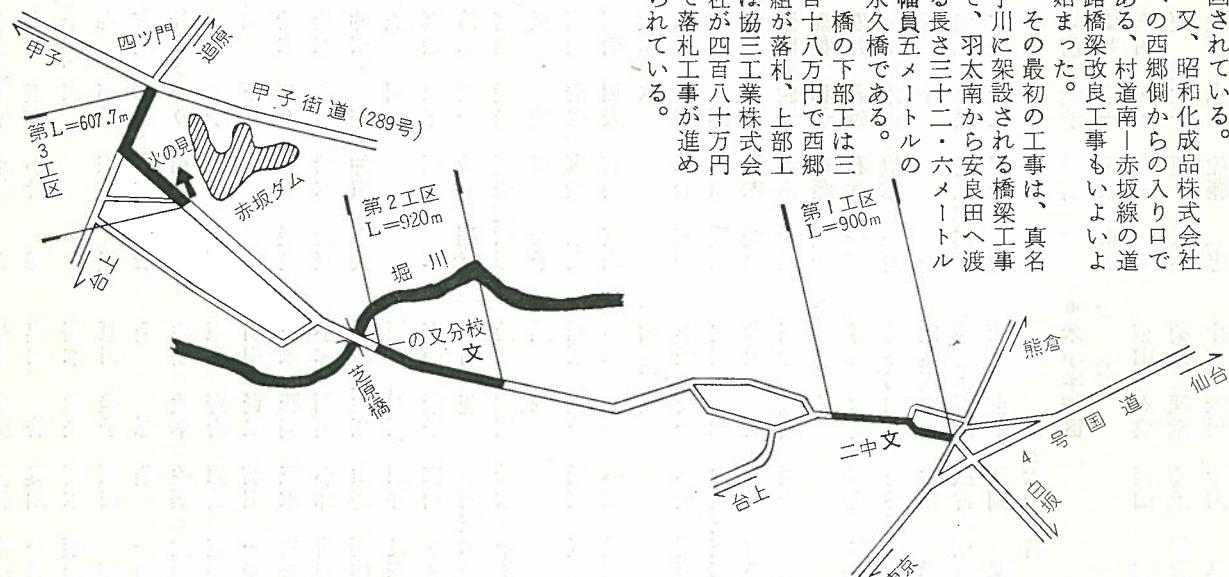
第一工区は、芳賀医院前五百メートルで、改良工事は三年継続で進み、起點から九百メートルで改修工事は三年継続で進

められ、引き続き舗装が計画されている。

又、昭和化成品株式会社への西郷側からの入り口である、村道南一赤坂線の道路橋改良工事もいよいよ始まつた。

その最初の工事は、真名子川に架設される橋梁工事で、羽太南から安良田へ渡る長さ三十二・六メートルの幅員五メートルの永久橋である。

橋の下部工は三組が落札、上部工は協三工業株式会社が四百八十万円で落札工事が進められている。



川谷婦人学級終る

家庭の生活設計を主題に

一年繼續して開設された文部省委嘱川谷婦人学級が、二月十日の「日本の中の川谷」という村長の講話最後として閉講しました。

この学級には、国から年五万円の補助金の交付がありました。その目的は、婦人の学習の機会を拡大し、その内容を充実させ、このような学習が他の社会における婦人の地位の向上を問題としました。その学習内容は次のとおりです。

・生活記録の学習

・生活合理化と余暇の利用

・新しい家族の人間関係

・老後の生活設計

・物価問題と家庭経済

・健康と食物・食生活の改善

・茶の間の法律・農業経営の合理化

・社会人としての婦人

・計四十八時間

今日、ウーマン・リブ（婦人解放）という言葉があちこちで聞かれ、又その運動も活発に行なわれております。私達は古いからに閉ぢこもることなく、また極端な行き過ぎに走ることなく、中正健全な婦人のあり方にについて、もつともっと学ばねばなりません。この二年間の学習が、今直ちに目に見えて役立つことは少ないかも知れませんが、学習とは本来そのようなものです。「ローマは一日にして成らず」と申します。かさくに乾燥しがちな現代生活の中で、一輪の花が、大きなおいになるように一人の婦人のかそやかな目覚めが、目に見えなくとも、大きな働きをしていくと思います。一人の婦人としまだ家庭人として、この成果が、地域社会に大きな影響を及ぼし、やがては他の地区の婦人団体のみさんにも波及していくことを祈ってやみません。

米の生産調整について

今年も昨年に引き続き、米の生産調整が実施されることになり、本村には、八百五十八トン（一万四千三百俵）、面積にして百九十六ヘクタールの調整目標が配分されました。これの達成は容易ならざるものがあります。村では、近日中徹底をはかる予定ですが、とりあえず、要点をお知らせします。

一、調整実施期間

村のバレー・ボール大会 はりきる婦人と青年

二月十一日建国記念の日

村の体育協会主催で、バレーボール大会が開催された。西一中では青年の部が、西二中では、既婚婦人の家庭バレー・ボールの部が行なわれ、次のチームが入賞しました。

●青年・バレー・ボールの部

一位 原中チーム
二位 C L G (高校生) チーム

(3) 農地保有合理化法人賃貸

農地保有合理化法人に稲以外の作物を栽培するこ

とを条件に貸付けられてい場合

- (1) の補助金に五千円を加算
- (4) 普通転作奨励補助金

栽培期間が水稻と重複する

クタール以上の規模で經營または農作業が行なわれ、かつ稻以外の作物を栽培している場合

設が大巾に可能になるばかりでなく、一層電話がかかるが、地域発展のため、ご理解とご協力をくださるようお願い申し上げます。

昭和四十六年度から昭和五十年度までの五ヶ年間

こととする。

二、目標数量の配分

国より県をとおし村に配分され、村は農業者に通知する。

三、米生産調整の実施に当つての指導方針

水稻から、飼料作物、大豆、果樹、野菜等への転作を奨励する。

●奨励金の種類別の内容

(1) 休耕奨励補助金

単なる休耕の場合

一キログラム六十八円
十アール当たり約三万円

(2) 寄託休耕奨励補助金

村、農協等に三年間以上

にわたり、原則として一ヘクタール以上に集団化されて寄託されている場合

(1) の補助金（約三万円）に五千円を加算

(3) 農地保有合理化法人賃貸

農地保有合理化法人に稲

以外の作物を栽培するこ

とを条件に貸付けられてい場合

いる場合

(5) 特別転作奨励補助金
(6) 農業者又は農業者の組織する団体により、五へ

(註) (1) の計算の基礎となる十アール当たり基準収穫量は、昭和四十五年産米に係る農業災害補償法第一百九条第一項に規定する基準収穫量による。

新局に収容されますので、市内局番“5”について

新しい電話番号に変ります。

後原、折口原、黒川方面に地域集團電話を除いて全部現在設置されている電話は

新局に収容されますので、市内局番“5”について新しい電話番号に変ります。

地域集團電話を除いて全部

現在設置されている電話は

新局に収容されますので、市内局番“5”について

新しい電話番号に変ります。

所得税の確定申告始まる

|| 白河税務署より ||

所得税は、一年間の所得と税額とを納税者自身が計算して確定申告をし、納税

十万円をこえる財産をもらった場合にも、贈与税がかかります。

おり、その期間は二月十六日から三月十五日までとなっています。商工業、農業などの事業所得者や医師、弁護士などの自由業の人のほか、給与所得者でも、給与以外に五万円以上の所得

妻などの親族の間で行なわれることが多いので、忘れがちです。

青色申告の申請は
三月十五日まで

参考書　身体障害者手帳

付を受けることのできる人も、確定申告が必要です。確定申告書を提出した人は、個人事業税、住民税の申告書を提出する必要はありません。

青色申告をすると、青色専従者控除など多くの特典があり、税金が軽くなつて有利なばかりでなく、経営の合理化にも役立ちます。

贈与税の申告はお
早めに

とする人は、三月十五日までに「青色申告承認申請

貢 昨年一年間にもらった土地や家屋、有価証券などの財産の価額が四十万円をこえるときは、贈与税がかかります。また、四十五年中

書」を税務署に提出することになります。



村民税の申告 始まる

村民税の申告の受理が、
村内各所に出張して行なわ
れています。

事業所 諸官庁等に勤務
していて、事業主から給与
支払報告書を提出している
方は申告の必要はありません
が、給与以外に農業その
他の所得のある人は申告し
なくてはなりません。

生命保険料の領収書、又は
保険証書、身体障害者手帳
その他参考となる書類を持
参して下さい。

当日来られなかつた人は
次の表により最寄の会場に
おいで下さい。

時間は、どの会場も午前九時から午後四時までです。

政治の常の要領を理解するには、この二つの歩き方へおまかせ

A row of stylized flowers with large, rounded petals and dark, serrated leaves.

村民稅申告書受理日程表

申告書受理月日	曜日	部落名	会 場	申告書受理月日	曜日	部落名	会 場
2月22日	月	米・間の原	米 小 学 校	3月6日	土	原 中	小田倉 小学校
2月23日	火	柏野・赤淵	柏野区長宅	3月8日	月	一 の 又	一の又分校
2月24日	水	下 羽 太 中 久 保	下羽太 公民館	3月8日	月	黒 川	黒川消防詰所
2月25日	木	上 羽 太	上羽太区長宅	3月9日	火	芝 原	芝原公民館
2月26日	金	虫 笠	虫笠区長宅	3月9日	火	伯 母 沢	伯母沢区長宅
2月26日	金	真 名 子	真名子総代	3月9日	火	黒 森	黒森区長宅
2月26日	金	鶴 生	鶴生区長宅	3月10日	水	川 谷	川谷婦人ホーム
2月27日	土	真 船	真船区長宅	3月11日	木	熊 倉	西郷村公民館
2月27日	土	追 原	追原公民館	3月12日	金	長 坂	長坂公民館
3月1日	月	上 折 口 原	上折口原区長宅	3月12日	金	指定日に申し告なかつた者	西郷村役場
3月1日	月	下 折 口 原	下折口原区長宅	3月13日	土	〃	西郷村役場
3月3日	水	山 下	山下公民館	3月15日	月	〃	西郷村役場
3月4日	木	上 新 田	上新田区長宅				
3月4日	木	下 新 田	下新田区長宅				
3月5日	金	原 中	小田倉 小学校				

東日本農業青年研修に参加を

『磐梯青年の家』で開催

国立磐梯青年の家では、東日本農業青年研修を計画し、次の要領で、参加人員を募集しています。

西郷の青年の皆さん、ふるって参加をして下さい。ご希望の方は、至急公民館まで、ご連絡下さい。

要項

一、趣旨

それぞれの地域における農業、農村の諸問題をもちより、東日本農業青年の今後のあり方について研究協議し、農業青年としての資質をたかめるとともに青年活動の振興に資する。

二、主催

三、期日

昭和四十六年三月十二日
十五日 三泊四日

四、会場

五、参加対象

東日本農業青年百二十名

六、研修内容

- 農業近代化をめぐる諸問題
- 七十年代に生きる農業青年の姿勢—仲間づくりを進めるために—

◆ N H K の ラジオとテレビの「通信高校講座」を視聴しながら自宅で勉強できる。又、レポートを本

働きながら学べる

N H K 学園の生徒募集中

三、期日

昭和四十六年三月十二日
十五日 三泊四日

四、会場

五、参加対象

国立磐梯青年の家

六、研修内容

この高校の特色は次のとおりです。

七、指導講師

- 農業と公害
- わたくしたちの集団活動
- 事例をとおして—
- 体験交歓、スポーツ、レクリエーション交歓

（1）参加者負担 食費（千百四十円）、旅費

（2）希望者のみ 記念写真代百円

八、日程

九、経費

十、申込方法

十一、申込書式

十二、申込書式

十三、申込書式

十四、申込書式

十五、申込書式

十六、申込書式

十七、申込書式

十八、申込書式

十九、申込書式

二十、申込書式

二十一、申込書式

二十二、申込書式

二十三、申込書式

二十四、申込書式

二十五、申込書式

二十六、申込書式

二十七、申込書式

二十八、申込書式

二十九、申込書式

三十、申込書式

三十一、申込書式

・農業と公害

・わたくしたちの集団活動

・事例をとおして—

・体験交歓、スポーツ、レクリエーション交歓

国立磐梯青年の家

資格が得られます。

経費は、全部で年額六千

係」、または、もよりのN H K 放送局までお申し込み下さい。

一丁目一二一一九
郡山市麓山

百六円です。

宛先・〒一八六
東京都国立市富士見台

電話郡山三二一五五〇〇
□ 前々号でお知らせし

一、募集人員

普通科 五千名
生徒募集係

た福島中央高校の募集案内と対照してご覧下さい。

二、受付期間

三月一日から四月十日
電話(〇四二五)

三、入学資格

(1) 中学卒業以上の学歴
を有する者

(2) (1)の資格を持たなくとも本校の資格認定試験に合格した者

四、応募手続

お問い合わせ下さい。

五、その他

心身障害者の扶養共済

三月まで特別措置

心身障害者をお持ちのご家庭の皆さんには、既に巡回してお知らせしたことですが、心身障害者を扶養されている方々が、月々少しづつ掛金を積み立てていくと、万一のとき、後に遺される障害児(者)に、生活のよりどころとして一生涯毎月二万円の保険金を受けられる「心身障害者扶養共済制度」が実施されています。

これは、生命保険業界の協力によって、生命保険を有利な形で利用するとともに、全国の障害者扶養する方々が助け合いの精神で掛金を出し合い、万が一不幸にして扶養者に先立たれた障害者の生活を守るために、経済的保障を確保しようとするものです。

この制度は、基本が生命保険であり、安い掛け金で高い保険金が支払われる関係上、死亡率が次第に高くなる四十五才以上の方は、原則として加入できませんが、制度のPRをかねたサービス期間として、この制度が始まってから一年間(昭和四十六年三月三十一日まで)に限り、四十五才以上六十五才未満の方々が、一定の条件で加入できます。

この年令の方で、心身障害のある人を扶養している方は、至急村役場の社会福祉係で、制度の内容をおたしかめの上、希望があれば加入の申込の手続きをとつて下さい。四十五才以上の方は、昭和四十六年四月からは加入する資格がなくなります。

◆ 全国一学区のため、住所が変わっても転校がありま

る。又、レポートを本

◆ N H K のラジオとテレビの「通信高校講座」を視聴せん。

◆ 四年間の課程を終ると、高校卒業資格(大学入学

資格)が得られます。

